

下水道法第 16 条申請に係る越谷市設計基準書

1. 下水道管路施設

汚水排水施設の排除方式は、自然流下式による雨水・汚水を分離した分流式とする。また、管路の平面計画においては道路中心に敷設することを標準とする。ただし、他の埋設管等により道路中心に敷設できない場合は、下水道管理者と協議することとする。

2. 管路施設（本管）

2-1. 管の種類

硬質塩化ビニル管（VU 管）を標準とし、断面は円形とする。

2-2. 管の勾配

新設道路における本管の勾配は、4.0‰以上 6.0‰未満を標準とし、6.0‰以上となる場合は、下水道管理者と別途協議すること。なお、勾配は下流に行くに従い次第に緩くなるように計画すること。

2-3. 管径

本管の内径は、 $\phi 200\text{mm}$ を標準とする。

2-4. 最小土被り

越谷市道路占用許可基準に基づき、本管の土被りは、原則として 1.0m 以上とする。ただし、施工場所・条件等により、土被りを 1.0m 以上確保することが困難な場合は、下水道管理者と別途協議すること。

2-5. 管きよの基礎

砂基礎を標準とする。また、管上及び管下の最小厚は 10cm とし、良質な砂で埋戻しを行うこと。

ただし、軟弱地盤の場合は、下水道管理者と別途協議すること。

2-6. 本管への支管方式での接続

管頂接合で流入角度は 90 度を標準とし、接合部は可とう性支管を使用することとする。また、接続位置は中心より上方を標準とする。ただし、支管の間隔 (1.0m) が確保できない場合は、下水道管理者と別途協議すること。

2-7. 埋戻し

埋戻しは、締固め厚さ20cm以下 となるよう均等に敷きならした後、タンピングランマー等を用いて十分に締固めること。

特に、埋設管上30cm 区間においては本管に影響がないよう十分注意して施工すること。

3. マンホール施設

3-1. 設置個所及び間隔

マンホールは、維持管理のうえで必要な箇所、管きよの起点及び方向又は勾配が著しく変化する箇所に必要に応じて設けること。また、既設の本管に支管（可とう性）で接続する場合は、接続部から 10m以内にマンホールを設けること。

直線部のマンホール最大間隔は、50mを標準とする。

3-2. マンホールの種類及び構造

- 1) マンホールの種類は、0号マンホールを標準とする。
- 2) ふたは鋳鉄製（車道T-25・歩道T-14）とし、模様、鍵穴等は越谷市型とする。
- 3) 足掛け金物は、腐食に耐える材質とし、下流に向かって左側に設置する。ただし、設置個所に削孔がある場合は、下水道管理者と協議の上、決定する。
- 4) マンホール深 5.0m以上の場合は、FRP 製の間中スラブを設ける。
- 5) マンホールと管の接合は、耐震性可とう継手及び弾性目地材により施工する。
- 6) 上流と下流の管径が異なる場合は管頂接合とし、同径の場合は、最小段差 2 c mを標準とする。
- 7) 上流と下流の段差が 60 c m以上の場合は、副管を設ける。
なお外副管・内副管は、下水道管理者と協議の上、決定する。
- 8) マンホール深さが 2.0m以上の場合は、ロック付転落防止用梯子を設置する。
- 9) 調整リングの高さは 10 c m以上、斜壁の高さは 45cm 以上のものを使用する。
- 10) インバートは、流入の流れに沿う線形とし、表面は汚物等が付着、停滞せず流れるように、接続管の管径、管底に合わせて滑らかに仕上げる。また、管取付部、底部及び側壁部より漏水を生じないことを確認した上で施工すること。

4. 取付管施設

4-1. 管の種類

硬質塩化ビニル管（VU 管）を標準とし、断面は円形とする。

4-2. 平面配置

1) 取付管は、原則、本管接続とする。

ただし、本管接続が困難な場合は、下水道管理者と別途協議すること。

2) 敷設方向は、本管に対して直角、かつ直線的に敷設すること。

3) 取付管の間隔は、1 m以上離すこと。

4) 本管の取付部は、本管に対して 90 度を標準とする。ただし、取付管の間隔が 1 m以上確保できない場合は、下水道管理者と協議の上、本管に対して 60 度以上とすることができる。

4-3. 勾配及び取付位置

勾配は、10‰以上とし、取付管の管底位置は本管の中心から上方に取り付けること。

4-4. 管径

取付管の内径は、 ϕ 150mmを標準とする。

4-5. 取付部の構造

本管に取付管を接続する場合は、可とう性支管を用いること。

4-6. 取付管の基礎

砂基礎を標準とする。また、管上の最小厚は 10 c mとし、良質な砂で埋戻しを行うこと。

ただし、軟弱地盤の場合は、下水道管理者と別途協議をすること。

5. 宅内最終枥

5-1. 最終枥の構造

内径 300mmの塩ビ製枥を標準とし、ふたは越谷市型（市指定のマーク入り）の密閉型とする。また、深さは 1.0mを標準とし、これにより困難な場合は、下水道管理者と別途協議すること。

5－2．設置位置

車両の乗り入れがない場所で、官民境界から 1.0m以内に設置することを標準とする。

なお、車両の乗り入れのある場所に設置する場合は、防護蓋等を使用し破損防止策をすること。

5－3．基礎

砕石基礎を標準とし、最小厚は 10 c mとする。

5－4．埋戻し

取付管の上部 10 c mまでは、良質な砂を使用し、それ以外は宅内の発生土を使用する。